

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)

勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する中小企業事業主

- 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- 次のいずれかに該当する事業場を有していること
 - 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場
- 全ての対象事業場において、交付申請時点および支給申請時点で、36協定が締結・届出されていること
- 全ての対象事業場において、原則として、過去2年間に月45時間を超える時間外労働の実態があること
- 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること
- 支給対象となる取り組みとなる次のいずれか一つ以上を実施すること
 - 労務管理担当者に対する研修
 - 労働者に対する研修、周知、啓発
 - 外部専門家によるコンサルティング
 - 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - 人材確保に向けた取り組み
 - 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運航記録計の導入・更新
 - 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新
- 上記の取り組みは、以下のいずれかの「成果目標」の達成を目指して実施すること
 - 新規導入
 - 適用範囲の拡大
 - 時間延長

※上記の成果目標に指定する労働者の時間あたりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができる。

※交付決定の日から、当該交付決定日の属する年度の1月31日までに取り組みを実施すること

※交付申請期限は2024年11月29日(金)まで(必着)

受給内容

「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給

【新規導入に該当するものがある場合】

休憩時間数	補助率(※)	1企業あたりの上限額
9時間以上11時間未満	3/4	100万円
11時間以上		120万円

【適用範囲の拡大・時間延長のみの場合】

休憩時間数	補助率(※)	1企業あたりの上限額
9時間以上11時間未満	3/4	50万円
11時間以上		60万円

※常時使用する労働者数が30名以下かつ、【支給条件】6.の「支給対象となる取り組み」のうち(6)と(7)を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

【賃金引き上げの達成時の加算額】

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上引き上げ	15万円 <30万円>	30万円 <60万円>	50万円 <100万円>	1人あたり5万円(上限150万円) <1人あたり10万円(上限300万円)>
5%以上引き上げ	24万円 <48万円>	48万円 <96万円>	80万円 <160万円>	1人あたり8万円(上限240万円) <1人あたり16万円(上限480万円)>

※<>内は常時使用する労働者数が30名以下の場合の支給額

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)